

### 1. 市場画定の在り方

- 市場画定については、どのような手法を採用することが適当か。  
(注)独禁法における市場画定の手法は、どの程度活用可能か。
- 計量経済学的な市場画定の手法(市場の代替性の検証等)について、どの程度活用可能か。

### 2. 市場支配力の認定に係る判断基準

- 単独又は協調による市場支配力について、考慮すべき判断要素として何を採用することが適当か。
- 市場支配力の認定のための判断要素が事例に応じて異なる可能性があるか。
- 市場シェアやHHIが最も理解しやすい定量的な判断要素であるが、現行の判断基準以外の要素を追加(または代替)して活用することは妥当か。  
(注)現行の一種指定設備は加入者回線数のシェア、二種指定設備は市場シェア等を判断基準として採用している。
- 上記の定量的な判断要素を活用とした場合、具体的にどのような活用方法が考えられるか。

### 3. 複数の市場をまたがる市場支配力に係る評価の在り方

- 水平的市場(例えば固定電話と携帯電話)における同一事業者による市場支配力について、どのように評価すべきか。
- 垂直的市場(例えば下位レイヤと上位レイヤ)における同一事業者による市場支配力について、どのように評価すべきか。
- 水平的・垂直的な市場統合が進展する中、同一グループの電気通信事業者による(共同的・一体的な)市場支配力について、どのように評価すべきか。
- ドミナント事業者とその子会社等の共同的・一体的な市場支配力の濫用の可能性について、どのように評価すべきか。  
(参考)・連結子会社-----支配力基準:50%超の持株比率(50%以下の持株比率の場合でも、一定の条件を満たす場合は連結)  
・ 関連会社-----影響力基準:20%以上の持株比率(20%未満の持株比率の場合でも、一定の条件を満たす場合は持分法を適用)

### 4. 指定電気通信設備制度の運用の在り方

- 第一種指定電気通信設備の開放義務と禁止行為の関係をどう考えるか。
- 現行のドミナント規制に係る禁止行為の範囲は妥当か。  
(注)特に、垂直統合型のビジネスモデルが主流となる中、現行の禁止行為の範囲について見直しが必要か。
- 機能面に着目した指定設備制度の運用の適切性をどう確保するか。
- 特定関係事業者制度の在り方について見直しが必要か。

### 5. その他